

岐阜市告示第123号

建築基準法による中間検査実施期間の延長について

建築基準法による中間検査の実施に関する告示（平成19年岐阜市告示第100号）の一部を次のように改正し、令和7年6月20日から適用する。

令和7年 5月 19日

岐阜市長 柴橋 正直

第2項中「18年間」を「21年間」に改める。